

# 東京都オリンピック憲章にうたわれる

## 人権尊重の理念の実現を目指す条例

2018年10月、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定されました。

前文にあるのは、「いかなる種類の差別も許されない」というオリンピック憲章にうたわれる理念が広く都民に浸透した都市を実現しなければならない」という言葉です。

具体的には、条例の目的や都の責務を書いた「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現」、性的マイノリティの権利に関する「多様な性の理解の推進」、ハイトスピーチ禁止に関する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」から成っています。

### 多様な性の理解の推進

多様な性の理解の推進の章では、性自認・性的指向(SOGI)を理由とする差別的禁止や、啓発の推進が挙げられています。

条例制定後、2019年12月には「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定されました。計画では、

- ①声を上げられない当事者に寄り添い
- ②多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し
- ③オール東京で誰もが輝ける社会を実現する

を基本方針として掲げています。施策としては、当事者へのアンケート結果に基づき、悩みや困難を抱える当事者やその家族への「相談・支援体制の充実」「啓発・教育の推進」を中心に、「職員理解の推進」「庁内外の取り組みの推進」により共生社会の土台作りを行うとしています。職員の採用、都立の学校や病院、住宅入居等における具体的な取り組みもまとめられました。都内の区市町村ではSOGIを理由とする差別的ない社会を目指した検討が始まっています。(近藤)

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

在日外国人・外国にルーツを持つ人を対象としたハイトスピーチに関する章では、主に3つの取組を示しています。

- ①差別的な言動を解消するための啓発の推進
- ②差別的な行為が行われることないよう公共施設利用の基準作り
- ③差別的表現活動の公表

そしてこれらの判断を行う審議会を置くことが明記されています。

一般的に「ハイトスピーチ」とは、特定の集団(民族、国籍、その他マイノリティ)を対象として、憎悪および排斥意図を表す言動のことです。ハイトスピーチは、「直接的な暴力ではないので深刻ではない」と放任しておく、より大きな暴力を伴ったハイトクライムへ発展する恐れがあります。差別的な態度や言葉を認めないはっきりとした態度と、節度あるルールを作ることが必要です。

川崎市では、2019年12月12日、通称「ハイトスピーチ禁止条例」が制定されました。差別的言動を繰り返すと、最高50万円の罰金が課せられる罰則規定のあるものとなっています。

### 川崎市の条例から

西欧諸国では人種差別などを禁止する法律が制定されていますが、日本では2016年にいわゆる「ハイトスピーチ解消法」が制定されるまで、人種差別を禁じる法律はありませんでした。また、この法律は差別に対する基本的な考え方を示すだけで、罰則が定められているものではありません。川崎市は全国で初めてハイトスピーチを犯罪としてはっきり禁止し、刑事罰を設けました。

ハイトスピーチを規制しようとする際、必ず議論となるのが「表現の自由」との兼ね合いです。川崎市は、刑罰までいくつもの段階を踏むことや、対象場所を「道路、公園など」に限定するなど厳しい条件を付けることで「表現の自由」に配慮しました。

ハイトスピーチは外国ルーツの人だけでなく、障害者、先住民、女性などをターゲットに行われることもあります。自分と違うもの、関わったことがないものに対して抱きがちな先入観に気づき、否定的なイメージや判断を見直していくこと

が解消への第一歩です。「過去から未来に向けて縁がある人や文化かもしれない」と関心を寄せることも大切だと思います。(高橋た)



参考文献：  
ハイト・スピーチと  
地方自治体  
共犯にならないために  
前田朗著／三一書房

## 相談窓口情報

### ～Tokyo LGBT 相談～

東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談(東京都総務局人権部が外部委託により実施)性別に違和感がある、同性が好きかもしれないなど、性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安について、ご本人または、ご家族などからの相談を受け付けています。  
電話 03-3812-3727 火・金曜日18:00-22:00(祝日・年末年始除く)

### ●一般相談(東京ウィメンズプラザ)

DV、デートDV、セクシャルハラスメント、夫婦や親子の問題、生き方や職場の人間関係など様々な悩みをお受けします。  
電話 03-5467-2455 毎日9:00-21:00(年末年始除く)

### ●一般相談(東京都人権プラザ)

相談内容や状況に応じて助言を行い、相談者の自主的な解決を支援するほか、専門性の高い事案等は、必要に応じて適切な公的相談機関等を紹介するなどしています。  
電話03-6722-0124、03-6722-0125 月～金曜日9:30～17:30(祝日・年末年始除く)